

■対面対話の記録概要

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
1	予算関連情報の早期提供について	実施方針	3-4頁：Ⅰ 1 (5) ⑤	提案準備期間がタイトな中で提案品質及び事業計画の適正性を確保するため、事業予算の上限額、サービス対価の支払方法、その他のコスト関連情報の入手タイミングについて確認させてください。	サービス対価の支払方法は事業契約書案別紙をご参照ください。 事業予算上限は12月議会報告額に利用料金収入見込額を加えた額を基本に検討していますが、6月議会の議決を経て最終決定します。
2	予定価格	実施方針に関する質問書に対する回答	No. 5 No. 9	本事業の予定価格については募集要項等の公表時に、また、起債による調達を行う範囲については、募集要項等の公表時までには提示するとのことですが、前倒しでの公表の可能性等を確認させて下さい。	事業予算上限は12月議会報告額に利用料金収入見込額を加えた額を基本に検討していますが、6月議会の議決を経て最終決定します。
3	インセンティブの考え方について	実施方針	3頁：Ⅰ-1-(5)-エ	先般の質疑において、「利用者から得る利用料金収入」は全額事業者のインセンティブ収入となるとの回答をいただいておりますが、「インセンティブ」の考え方(定義・解釈)について貴市のお考えをご教示ください。 運営提案の参考情報として収集したいと考えております。	利用料金制度の原則どおり、利用料金収入については、全額事業者の収入となります。 なお、この収入を新しい科学館の運営に充当していただき、よりよい科学館となるよう市としても望んでいますが、あくまで利用料金収入は事業者の収入として収受されるものであり、充当は必須のものではありません。 5月20日に公表した事業契約書案、別紙2-2に掲げる表については、事業者が科学館の運営に利用料金収入を充当する分があるとした場合に、どの費用の構成部分に該当するかをお示ししたものです。
4	募集・選定スケジュールについて	実施方針	8頁：Ⅲ 3	提案準備期間及び後続する初期整備の工期がともにタイトな中で提案品質及び事業計画の適正性を確保するため、提案作成の前提条件となる諸要素に係る情報の入手タイミングから提出期限までの期間確保について確認させてください。	事業契約書案は5月20日付けで公表済です。様式集等については5月中には公表する予定です。
5	モニタリング結果に対する措置について	実施方針	16頁：Ⅳ 2 (4)	事業者側のリスク負担が過大になると資金調達コストの上昇を招き、結果的に発注者から見た投資対効果が縮小してしまうため、維持管理・運営期間におけるモニタリングの対象、及びその結果に対する措置の範囲、減額算定方法等について確認させてください。	運営状況・維持管理状況のモニタリングによる減額の仕組みづくりについて、引き続き検討中です。 入館者減などは社会情勢によるなど事業者の責によらない場合もある点は理解しますので、資金調達リスクへの影響も踏まえて、検討・決定します。
6	水光熱費	実施方針に関する質問書の回答	No. 19	水光熱費の増減について、以下の点について確認させて下さい。 ・利用者数増に伴う水光熱費増加分については、市のご負担が可能でしょうか。 ・単価については、社会情勢の変化により一般的な物価変動を超える増加が予想されるため、水光熱費単独での物価変動を採用いただけないでしょうか。 ・使用量については新築建物で推定が難しいため、特に開業数年は実費精算としていただけないでしょうか。	物価変動リスクについては、5月20日公表の事業契約書案をご参照ください。 利用者変動リスクについて、別途手当てすることは予定していません。
7	展示品管理リスク	実施方針に関する質問書の回答	No. 78	展示品の故意による盗難・破壊リスクについて、市の責めによらない場合は事業者負担との回答であります。リスク分担の考え方について確認させて下さい。故意の盗難・破壊は事業者が善管注意義務を果たしていても発生する可能性があり、その場合には市のリスク負担とすることは可能でしょうか。	善管注意管理義務を果たしてもなお、故意の破損を企てるものを止める業務は一定のリスクがあるというご意見は理解します。 当該リスクについては、5月20日に公表した事業契約書案第107条をご参照ください。
8	施設のメインターゲットについて	要求水準書(案)	1頁：Ⅰ-2	総則やそれ以下に記されている「子どもたち」とは、主にどれくらいの年齢層を想定されていますでしょうか。施設利用者は幅広い年齢層で考えられますが、重点的なメインターゲットがあればご教示ください。展示や設備を設計するにあたり、人間工学的検証やユニバーサルデザインを導入するうえで主要利用者の設定が必要であり、体験プログラムを設計するうえでも、学力的難易度を段階的に考慮する必要があります。	幅広く大人も楽しめる科学館を目指しているため、小学生だけでなく中高生も楽しめる科学館にしていきたいと考えています。
9	建築関連情報の早期提供について	要求水準書(案)	8頁：12 Ⅱ 2, 3 (1) ①	提案準備期間及び後続する初期整備の工期がともにタイトな中で提案品質を確保するため、建築図面、床荷重、建築で整備される各種設備の諸元等の情報の入手タイミングについて確認させてください。	現時点では4月公表の図面から諸室の大きな変更はありません。建築関連情報については、建物本体事業者を確認し、決定し次第随時公表します。
10	建物本体事業者との協議調整	要求水準書(案)	10頁：(6)建物 本体工事区分との 施工区分の考え方 (7)工事工程	市と建物本体事業者との合意内容の詳細が不明であり、建物本体事業者との協議調整により施工費増大や工期遅延等が生じる可能性があるため、施工区分や工事工程に係る建物本体事業者との協議調整方法について、市の基本的な考えを確認させてください。	施工区分については、建物本体事業者の工事以降が事業者側の工事となるため、建物本体事業者の図面を情報提供する方向で検討中です。 工程管理については、本市担当者も定例会等に参加しますが、事業者の責任の下、協議調整を行っていただくこととなります。

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
11	諸室配置について	要求水準書(案)	12頁：Ⅱ－ 3－（１）－②	諸室配置について、現時点で変更予定はありますでしょうか？ また事業者側で設計変更する場合、どの程度の変更が可能か確認させてください。 ゾーニングプランの提案に影響するため、確認させてください。	図面については確定ではありませんが、現時点で大きな変更予定はありません。 設計変更については床荷重等の建物本体側の諸条件や要求水準書（案）にある計画 変更手続きの条件の下で、事業者が責任をもって実施可能な範囲の変更等は可能と 考えております。
12	諸室配置計画について	要求水準書(案)	12頁：Ⅱ 3 (1) ②	搬入経路の確保や、入退室管理その他の管理運営上の課題解決・効率化等のため、 諸室配置・ゾーニング設定の柔軟性について確認させてください。	搬入経路等は、基本的に提示条件で検討してください。 入退室管理については、基本的に専有部内で計画してください。 諸室配置変更は、積載荷重条件等を踏まえ、事業者の費用負担と責任において調整 するのであれば可能です。
13	オリエンテーション室の 収容人数に関する確認	要求水準書(案) 4/24修正版	15頁：諸室計画 及び	オリエンテーション室の収容人員は、初期整備のところでは190人程度とありますが、 最大規模の1学年収容は可能でしょうか？それとも講演会等スペースの代替え利用 も想定していますか？福岡市内学校の児童数の状況（今後の統廃合等のご計画も 含めて）として190名規模が妥当というご認識でしょうか。後述は動線計画が気にな ります。	最大規模校で1,200人程度であるため、基本的には足りるものと考えています。
14	基本展示について	要求水準書(案)	23～27頁：Ⅱ－ 4－（２）～ （３）	基本展示のストーリー性や手法について、具体的に記載されていますが、独創性の ある提案を行うために、柔軟に解釈してもよろしいでしょうか。例えば、没入感の ある仕掛けには、ジオラマ手法だけでなく様々な特殊映像を用いた手法が考えら れ、ジオラマ以上の効果を上げることもできます。	ストーリー性については柔軟に考えていただいて結構です。ゾーニングについて は、項目ごとにワンダー・ライフ・フューチャーのテーマ毎にスペースを設け、ス トーリー性を持たせることが考えられますが、違う視点での構成も考えられますの で、テーマ構成の編成については事業者の提案に委ねます。 ジオラマは非日常空間演出の手段例として挙げておりますが、主旨が踏まえられて いれば、ジオラマ以外の演出でも問題ありません。提案内容において、考え方も含 めて明示してください。
15	展示テーマ④：創造性 （クリエイティブ）の設 備要件	要求水準書（案）	27頁：④創造性 （クリエイティ ブ）	当該コーナーについては、白い壁と投影・音響装置、キネクトなど、展示に必要な スペースと設備を準備するとありますが、より詳細な要求水準を確認させて下さ い。	より詳細な水準が記載できるか、検討します。
16	ロボスクエア移管業務	要求水準書(案) 4/24修正版	28頁：4(5)ロボス クエア及びP78・ (3)②アロボスクエア	初期整備、運営において、経費計画が立てれず困っております。特に展示まわりと か、運営スタッフの雇用等。ロボスクエア移管業務の早期公表を願います。現時点 での方向性でも結構です。	できるだけ早急に公表します。
17	ドームシアター 多言語対応	要求水準書 （案）修正版	33頁：Ⅱ－5－ (2)－②－イ 音響設備	多言語（4カ国語）に対応したシステムとありますが、 生解説番組を除き、年間何作くらいを多言語化対応で用意すべきでしょうか？ 生解説番組以外の上映作品で、年間何作品翻訳する必要あるでしょうか？対応本数 により、番組制作コストが大きく変わってくるため考え方をご指示ねがいます。	全て多言語にした場合の費用対効果を踏まえて、考え方を再検討します。
18	プラネタリウムステージ の奥行きについて	要求水準書（案）	34頁：5（3）① ドーム床形式	ステージ奥行きの最大寸法が4,700mm程度と縮小していますが、どのような経緯で 変更になったのかご教示ください。	消防局とスプリンクラーの協議をする中で、当初の7mを4.7mに変更しています。 また、5月20日付け要求水準書（案）では、ステージ使用規定、注意点を消防局の 指示にて追記しています。
19	移動天文車の車両につい て	要求水準書（案）	44頁：7（5）① ア 車両整備に 関わる要求水準	2700ccもしくは3000cc程度のワゴンタイプを最低条件とありますが、最低条件とい えどもワゴンタイプの形状に変わるものは無く、具体的過ぎるように思います。 市販されている一般車両を考慮しても、かなり具体的で特定された車両（車両選定 の余地なし）と判断せざるを得ないため、提案の自由度がなくなるのではないで しょうか。	最低条件としているため、ワゴンタイプと限ったことではないと考えますが、要求 水準書の表現方法については検討します。
20	移動天文車の運用につい て	要求水準書（案）	44頁：7（5）① ア 車両整備に 関わる要求水準	貴市として、天体望遠鏡が車両に固定されたイメージなのか、可搬型天体望遠鏡を 運搬するイメージなのかをご教示ください。	誰もが可搬型望遠鏡を操作できること等、体験できることが望ましいと考えていま す。
21	移動天文車の保管スペー スについて	要求水準書（案）	44頁：7（5）① ア 車両整備に 関わる要求水準	計画している移動天文車の駐車スペース（長さ、幅、高さ）の大きさ、及び有料か 無料かをご教示ください。 経費の計上と車両を検討する際の大きさを検討したいため。	駐車スペースは、1階に長さ約8.9m、幅3m、高さ4mを確保しています。 駐車料金は、有料とし、近隣相場並みの料金となると聞いています。

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
22	移動天文車の車両について	要求水準書（案）	44頁：7（5）① エ 車両整備に関わる要求水準	パワーリフトを装備すると具体的ですが、車両によっては異なる方法も存在するかと思います。装備しなければならないのかご教示ください。 駐車スペース、排気量、車両タイプを要求水準書で具体化せず、荷物の出し入れが容易な仕組みが備わっていれば、パワーリフトの装備は不要になる場合も考えられます。	要求水準書の内容で事業者が限定されるようであれば、「パワーリフトを装備するなど」、といった表現に修正することを検討します。
23	什器・備品について	要求水準書(案)	46-47頁： Ⅱ 7 (6)	事業者側が希望して継続使用する場合との違いを踏まえたリスク分担の明確化のため、市が設置する備品（現在の少年科学文化会館からの継続使用を市が指定するものを含む）に瑕疵等があった場合の取扱いについて確認させてください。	少年科学文化会館から継続使用するものについては、運搬・設置を事業者が行うことに伴う瑕疵の可能性があるため、一律に市の分担とは言えないと考えています。
24	移動式プラネタリウムの解像度について	要求水準書（案）	46頁：7（5）① エ 搭載備品に関する要求水準	移動プラネタリウムに投影解像度がありませんが、ご教示ください。 エアードーム6m以上の大きなドームに投影する低解像度の映像では、画質が荒く見るに耐えない映像となり、映像の印象によっては科学館のイメージを悪くしてしまいますので、どのようなレベルを望んでいるのかお聞かせください。	様々な考え方があり、解像度ばかりを追及することがよいのか、との考え方もあると思いますので、ご提案において考え方を記載してください。
25	業務計画、報告書提出の考え方	要求水準書（案）	48頁：1（3）業務報告の作成・提出	報告と自己・市モニタリングとの関係をご回答頂きましたが、今一度基本的なお考えをご教示いただけたら幸いです。 事業者裁量の制限と成果発注についての考え方について、共通認識が欲しいと考えました。	報告書の書式は、市が指定するものではなく、提案する形になると考えています。 事業者の活動について、市が適切に把握できるレベルのものをご用意ください。 なお、緊急を要するような必要事項を報告する場合は、都度、報告することは必須と考えていますが、その点なども踏まえてご提案ください。
26	開館前のネットワーク事務局とは	要求水準書(案) 4/24修正版	51頁：(4)③科学館連携ネットワークの構築・活用	ネットワーク事務局、事業者、市の3者会合の場とありますが、ここでいうネットワーク事務局とは、具体的にどのような組織を想定されていますか？ ネットワーク事務局は福岡市やS P C以外に所属ということでしょうか。事務局のイメージが湧かず質問させていただきます。	当初は、外部にネットワークの事務局を立ち上げたいという意向があったためこのような表現になっていますが、現状では事業者が主体となりネットワークの管理をして頂きたいと考えており、記載内容の変更を検討します。
27	マニュアル等の作成・提出	要求水準書（案）	54頁：1（7）マニュアル等の作成・提出	ここに該当するマニュアルの定義について、危機管理マニュアルは単一的なもので且つ、整備後は改定を頻繁に行わないものだと思います。一方で操作マニュアルは、どの範囲の提出をお考えなのか、場合によっては多岐に無数に渡ります。 特に運営マニュアルは常に改善運動により精査されるものであるため、その数は膨大です。 どの範囲で市の承認、変更協議が必要とお考えなのかお示しください。	基本的に事業者の変更、担当者の急な欠勤等においても対応できるようなマニュアルが必要と考えており、事業者においてもマニュアルの必要性はご理解いただいていると考えています。 事業者は常々改善をしていると考えますが、マニュアルを変更する場合に市と協議を行い承認を得る方法については、ある時期にまとめて変更の協議をするなどの方法はあると考えています。
28	イベント頻度に関して	要求水準書（案）	65頁：Ⅴ 運営業務に関する要求水準	頻度が多く具体的に記載されており、事業者の自由度が非常に少ないのではないかと思います。 事業者の裁量と成果発注の考え方についてご教示ください。 また、要求水準書を満たす事は不可能ではありませんが、事業者の裁量が少なくなってしまうと危惧しております。	科学館事業としての市の目的を明確に達成する必要があることから、市が必要とする事項については仕様発注的な規定、事業者にノウハウを求めたい事項については性能発注とし、ベストバランスが重要と考えています。 また、頻度については、例えば各所でそれぞれ違うものを開催していると言うような、科学館としての賑やかさも大切と考えており、必ずしも1回の来館で展示活動に体験活動を含めた全てを網羅できる巡回コースになるような必要性は考えていません。 ワークショップのプログラムについても閑散感を出さないように、実施していない時間をできるだけ無くす方向を市の考えとしています。
29	名誉館長の人件費等	要求水準書(案) 4/24修正版	67頁：(4)①業務従事者の配置	市より人材を指定とありますが、報酬も市で負担と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	館長の選任	要求水準書（案）	69頁：ア 館長	提案書提出時において、館長予定者は、別の組織に所属している場合があり、個人名を挙げるのが困難な場合も想定されるため、館長採用予定者の提案書への記載について確認させて下さい。	個人名記載は必須ではありません。 個人名を記載するのが困難であるという場合には、候補の考え方を明示してください。
31	館長の選任	要求水準書（案）	69頁：ア 館長	館長予定者選任に必要な情報であり、館長と運営業務総括責任者の兼務が認められるのであれば、館長を非常勤、運営業務総括責任者を常勤とすることで、要求水準を満たすとも考えられるため、館長の勤務形態（常勤／非常勤等）について確認させて下さい。	常勤、非常勤は問いません。

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
32	マニュアル等の作成・提出	要求水準書 (案)	70頁：1 (7) マニュアル等の作成・提出	ここに該当するマニュアルの定義について、危機管理マニュアルは単一的なもので且つ、整備後は改定を頻繁に行わないものだと思います。一方で操作マニュアルは、どの範囲の提出をお考えなのか、場合によっては多岐に無数に渡ります。特に運営マニュアルは常に改善運動により精査されるものであるため、その数は膨大です。 どの範囲で市の承認、変更協議が必要とお考えなのかお示ください。	基本的に事業者の変更、担当者の急な欠勤等においても対応できるようなマニュアルが必要と考えており、事業者においてもマニュアルの必要性はご理解いただいていると考えています。 事業者は常々改善をしていると考えますが、マニュアルを変更する場合に市と協議を行い承認を得る方法については、ある時期にまとめて変更の協議をするなどの方法はあると考えています。
33	光熱水費について	要求水準書(案)	70頁：V 1 (8)	光熱水費の変動リスクが事業者負担とされていることを踏まえ選択可能範囲を確認するため、事業者のエネルギー調達の自由度（検討可能な調達方法の範囲）について確認させてください。	エネルギーの調達は原則ビル側からの供給としてしか、建物本体事業者とは協議しておらず、自由度はないものとお考えください。
34	駐車場使用料について	要求水準書(案)	70頁：V-1- (9)	業務用駐車場及び移動天文車の駐車場それぞれの駐車場使用料をご教示ください。事業収支作成のために必要と考えます。	要求水準書に記載します。
35	緊急時の閉館基準について	要求水準書(案)	71頁：V-1- (10) -②	気象状況や災害時を含め、緊急時の閉館基準（誰が、いつ、どのように決定し、どのように解除するか）についてご教示ください。あるいは市が定める公共施設の閉館基準があればご教示ください。運営計画提案作成に必要な条件と考えます。	既存の市直営施設については、福岡市の危機管理の部署の判断を踏まえ、決定しておりますが一定の基準はありません。 本事業については、事業者側で考えを示していただければと思いますが、運営期間中に福岡市の直営施設の閉館判断についてお問合せがあれば、お答えできるものと考えております。
36	展示の更新について	要求水準書(案)	72頁：V 2 (1) ①イ d.	解釈を「初期整備時の基本展示制作費の7割」と明確にすることで、発注者と事業者の認識に齟齬が生じないようにすべきと考えるため、基本展示の更新を「全体の7割程度」行うとされていることの解釈について確認させてください。	いつ来ても新鮮な科学館であることを念頭に置いての「7割」という数値ですが、一律に金額で規定することで公平性（一定の目安）を保つというご意見は理解するため、定義を明確にすべきか今後検討します。
37	プラネタリウム投影頻度に関して	要求水準書 (案)	75頁：2 (2) ②ウ 投影頻度及び作成プログラム	詳細に多く設定された頻度が具体的に記載されており、事業者の自由度が非常に少ないのではないかと思います。 事業者の裁量と成果発注の考え方についてご説明いただきたいと思います。 加えて要求水準書を満たす事は不可能ではありませんが、事業者の裁量が少なくなってしまうと危惧しております。	科学館事業としての市の目的を明確に達成する必要があることから、市が必要とする事項については仕様発注的な規定、事業者にノウハウを求めたい事項については性能発注とし、ベストバランスが重要と考えています。 また、頻度については、例えば各所でそれぞれ違うものを開催していると言うような、科学館としての賑やかさも大切と考えており、必ずしも1回の来館で展示活動に体験活動を含めた全てを網羅できる巡回コースになるような必要性は考えていません。 ワークショップのプログラムについても閑散感を出さないように、実施していない時間をできるだけ無くす方向を市の考えとしています。
38	サイエンスショーの開催頻度に関して	要求水準書 (案)	76頁：2 (3) ①ア サイエンスショー	詳細に多く設定された頻度が具体的に記載されており、事業者の自由度が非常に少ないのではないかと思います。 事業者の裁量と成果発注の考え方についてご説明いただきたいと思います。 加えて要求水準書を満たす事は不可能ではありませんが、事業者の裁量が少なくなってしまうと危惧しております。	科学館事業としての市の目的を明確に達成する必要があることから、市が必要とする事項については仕様発注的な規定、事業者にノウハウを求めたい事項については性能発注とし、ベストバランスが重要と考えています。 また、頻度については、例えば各所でそれぞれ違うものを開催していると言うような、科学館としての賑やかさも大切と考えており、必ずしも1回の来館で展示活動に体験活動を含めた全てを網羅できる巡回コースになるような必要性は考えていません。 ワークショップのプログラムについても閑散感を出さないように、実施していない時間をできるだけ無くす方向を市の考えとしています。
39	クラブ活動について	要求水準書(案)	79頁：V-2- (3) -②	「8クラブ」の「8」は何を表す数値でしょうか。例えば、学年別に数えた8クラブなのか、活動内容の種別ごとに数えた8クラブなのか、その他か、さまざまな解釈がとれます。	現在、少年科学文化会館で10種類のクラブを運営しており、それをイメージしています。クラブにより異なりますが、現在は基本的には週一回程度の活動をしています。ただし、基本的には現在のクラブを継承する必要はありませんので、活動内容については事業者の提案に委ねます。
40	移動科学館車の規模	要求水準書(案) 4/24修正版	81頁：③B出前授業	移動天文車は1Fに駐車スペースが確保されていますが、移動科学館車は、普通車駐車場に収まる大きさでお考えでしょうか？ 念のため確認です。	複合施設内で駐車場を確保するという考えであれば、ご理解のとおりです。
41	ポイントカード会員制度について	要求水準書(案)	84-85頁：V 2 (4) ②	将来的な市施設とのポイント連携への配慮が求められていることを踏まえ、連携を検討すべき範囲を特定するため、ポイントの付与や利用の対象範囲（他の商業系カードポイントとの交換を含むか否か等）について確認させてください。	科学館ファンクラブの利用をまず考え、福岡市交通局発行「はやかけん」をはじめとする交通系ICカードとの連携を想定していますが、それらが行っているポイント制度との連携でなく、科学館独自のポイント制度として構築し、館内で付けたポイントを館内消費してもらうイメージで考えています。

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
42	ポイントシステムについて	要求水準書(案)	84頁：V-(4)-②	ポイントシステムについて、既存システム「t-point」などとのタイアップを考慮したシステムの構築も視野に入れているのですが、新規で独自のものを構築しなければならないなどの制限等がありますでしょうか？ポイントの使用可能範囲（施設内のみのポイントと考えるか否か）の確認とシステム構築予算に関連するため確認させてください。	福岡市が発行する「はやかけん」をはじめとする交通系ＩＣカードの活用を想定しており、今後、要求水準書案に記載する予定です。 現状では科学館内のみでの運用を考えていますが、既存システムとのタイアップの提案を妨げるものではありません。
43	ボランティア養成	要求水準書（案）	87頁：②ボランティア養成	民間主体ではなく、行政が主体となったボランティア組織構築が望ましいと考えるため、ボランティア組織の構築は、福岡市が主体となって行うことは可能でしょうか（ボランティア養成講座のカリキュラムやプログラムの整備・実施は事業者が行うことで可）。	福岡市はできる限り協力しますが、実務的な部分については事業者が主体となり実施してください。
44	科学館連携ネットワーク	要求水準書（案）	88頁：③科学館連携ネットワークの活用	民間主体ではなく、行政が主体となったネットワーク構築が望ましいと考えるため、科学館連携ネットワークの構築に関する福岡市の関わりについて確認させて下さい。	福岡市はできる限り協力しますが、実務的な部分については事業者が主体となり実施してください。
45	ドームシアター貸出	要求水準書（案） 修正版	89頁：V-2-(7)-①-アc	ドームシアター貸出の際に、その利用において、オペレーターや映像等の対応における費用は、利用料金とは別に内容によって徴収可能でしょうか？また料金設定は事業者で決めることは可能でしょうか？	付属設備については利用料金の中で設定することになります。 オペレーターについては人件費等が発生すると考えられ、公共施設にふさわしい料金を事業者で設定し、徴収しても差し支えありません。
46	舞台設備の備品等の保守管理	要求水準書(案) 4/24修正版	92頁：(8)②舞台設備の備品等の保守管理	区に報告とありますが、この部分だけ区で、他は市ということになりますでしょうか？	「区」ではなく「市」に修正します。
47	団体利用者のバス駐車場について	要求水準書(案)	93頁：V-3-(1)-①	団体利用者のバスを駐車するスペースはビル内で何台分確保できますでしょうか。またビル駐車場の中でその面積を常時、事業者で専有し、負担する必要はありますか。団体利用者数はシーズンによって大きく異なり、多い時期に合わせてスペースを専有する場合は、複合施設管理者との調整が必要と思われます。	団体バスの駐車スペースはありません。また、事業者側で駐車スペースを専有し、負担する必要はないと考えています。 乗降用の待機スペースは3台分ほど確保しております。バスの乗降の対応については建物側で全て対応することは難しいと考えられ、事業者側で対応してください。
48	企業出展ブース運営業務について	要求水準書(案)	93頁：V 2 (10)	厳格または細密な規制は参画促進の障害となると想定されるため、出展企業の資格・条件等の規制について確認させてください。	現時点では、出展企業の制約は特に厳しい規定はしないという考え方に変更ありません。
49	駐車場	要求水準書（案）	94頁（1利用者対応業務 70頁（9駐車料金の負担	駐車場料金の還元サービスを提供すること等について、市と複合施設管理者（建物本体事業者）で合意済みでなければ、建物の設計や料金収受システムの変更が生じる可能性があるため、駐車場の確保や料金徴収方法に係る複合施設管理者との協議方法を確認させてください（当初に市も含めた協議の場を設けていただけないでしょうか）。	複合施設管理者との協議には福岡市も入ります。また、還元率などの基準を示すかについては検討します。
50	駐車場料還元に関して	要求水準書（案）	94頁・3 (1) ① その他管理業務に関する要求水準イの黒点5、6	複合ビルとの提携に関してのお考えをお示しください。 提携に関しては、民民契約に至るため先方との合意は形成されていますでしょうか？また、その場合、貴市はどういう契約上の立場で当要求を出されるのでしょうか？提携が必須となった場合の料金設定等に不安材料が発生することを危惧しております。	複合ビルとの協議には、可能な限り市も入り協議をしたいと考えています。 心身障がい者の方に対する一定時間分の駐車場料金還元サービスを科学館事業者側でご負担いただく事をご理解ください。
51	事業評価委員会にかかる経費	要求水準書(案) 4/24修正版	95頁：(3)③事業評価委員会	事業評価委員の人選、事業評価委員の報酬、会の運営等にかかる経費は、市側という認識で間違いありませんか？	ご理解のとおりです。
52	自主事業の実施に係る費用	要求水準書（案） 実施方針に関する質問書の回答	96～98頁：No. 27	体験学習等は、科学館の中心的事業であり、独立採算的事業とし難しいと考えますが、必須の自主事業のうち、①～⑤を実施する費用についても、サービス対価に含まれていないということでしょうか。また、①～⑤に係る水光熱費も、自主事業ということで事業者負担になるのでしょうか。 それとも、①～⑤については、自主事業収入を得られることができる事業ということで、自主事業の一部に組み入れられているということでしょうか。	ご指摘を踏まえて、自主事業の区分・位置づけは再検討します。

No.	タイトル	該当箇所		内容及びその背景・主旨	対話結果
		資料番号・ 資料名	該当箇所 (頁・タイトル)		
53	名誉館長	要求水準書に関する質問書の回答	No. 99	名誉館長は募集要項の公表までに示すとのことですが、右記の趣旨から、改めて公表時期について確認させて下さい。 また、現時点で想定される人材の方向性・イメージ等についてご教示下さい。	現時点では公表できる段階ではありませんが、公募前に可能な限り早い段階で公表できるよう考えています。
54	少年文化会館機能の補完業務（1日学習の積極的な代替活動）	要求水準書(案)4/24修正版	P49・(2)①業務内容	収支計画を立てるにあたって不透明になっております。また、本契約直後の平成28年度早期からの取り組みに課題が多いと考えております。 小学3年生を対象とした1日学習として受入れできない期間、学校の意向を踏まえて積極的に代替え活動を働きかけるとありますが、具体的にどのような活動を想定されていますか？	要求水準上は月2回以上のアウトリーチ活動というのが、最低限の水準になります。
55	ビル側の設計条件について	-	-	下記、ビル側の設計内容につきご教示ください。 ・現状の床加重の設定条件（床積載荷重の数値・範囲など）。岩石標本収納部や講演会スペースなど。特に集蜜書架設置部分については1 t /㎡必要と史料。 ・エスカレータ、エレベータの交通計算の根拠 ・避難安全検証使用の有無 ・6階のプラネタリウム、講演室（現地説明会時の提示図面）における興業場法等での避難上の安全基準（通路幅、扉幅等）の確保の有無 ・排煙方法 ・内装制限の有無 ・防火区画範囲 ・床スラブ仕様（t=180以上とすることは可能か） ・床仕上げ厚	・現状の床荷重の設定条件：今後公表します。提示条件の範囲内で展示等をご提案ください。 ・エスカレータ、エレベータの交通計算の根拠：現在、建物本体事業者と協議中であり、今後公表を検討します。 ・避難安全検証使用の有無：現計画では使用していません。 ・6階のプラネタリウム、講演室（現地説明会時の提示図面）における興業場法等での避難上の安全基準（通路幅、扉幅等）の確保の有無：関係機関と協議中であり、今後整備の諸条件となる資料は今後公表を検討します。 ・排煙方法：今後公表を検討します。 ・内装制限の有無：今後公表を検討します。 ・防火区画範囲：今後公表を検討します。 ・床スラブ仕様（t=180以上とすることは可能か）：現在t=150で想定しており、t=180以上とすることは構造に影響する為、変更できません。 ・床仕上げ厚床荷重の設定条件：躯体の床レベルを下げない箇所については、10ミリ以内で想定しています。躯体・床レベルについては今後公表を検討します。
56	ビル側の設計スケジュールについて	-	-	設計スケジュールと、申請スケジュールをご教示願います。展示設計（内装設計）を進めるにあたり、ビル側との調整を図るため。	現時点では下記のスケジュールと聞いています。 ・6月末に工事発注図面を作成 ・8月初旬に確認申請 ・9月末に確認済書の公布
57	駐車場の確保	3/20説明会で配布された平面図・断面図	駐車場	複合ビル全体の利用者向きで最大収容台数は200台弱と推測しますがいかがですか？これを超えた場合は、敷地内の別の駐車場を利用できるのでしょうか？週末・夏休み等、繁忙期の利用者向け駐車場確保に不安を覚えます。民間側でコントロールしにくいリスクと判断します。	複合ビル全体の駐車場台数は約180台です。これを超えた場合は周辺の駐車場を利用していただくことになります。